

不適正除染に関する通報等（第3回除染適正化推進委員会（平成25年11月15日）までの報告分）

○通報等の概要と対応

<直轄関連>

日付	場所	通報等の概要	対応
H25/1/22	田村市	除染で出た土壌等を保管せず、穴を掘って埋めていた (時期不明、飲食店での隣席の作業員の会話、1/29にも再度通報あり)	事実関係の確認が困難。事業者へは連絡し、注意喚起。
H25/1/24	田村市	① 表土のはぎ取りを行わず、砂をかけるだけの作業 ② 長靴を川で洗った ③ 除雪した雪と除染で出た砂を一緒に川に捨てた (H24年12月中、継続的に実施)	事実関係の確認が困難であることに加え、①除染事業の行為(覆土)とも考えられる。 ②除染適正化プログラムでとりあげた内容。事業者には周知済み。 ③ 事業者へ注意喚起。
H25/2/4	田村市	凍結で水道が使えないため、長靴の泥を川で洗った。 (H24年12月)	対応は不要と判断
H25/2/6	檜葉町	除染用の道具を買い渋り、人力に頼った除染を行うことで、作業が簡単なものになっている。 (H24年12月上旬～)	対応は不要と判断
H25/2/25	田村市	① 作業員は個人線量計を持っているが、ポケット線量計を持っている代表者が異	① 対応は不要と判断（電離則に基づく措置がなされている） ② 事業者へ注意喚起

		<p>なる現場にいるため、正確な線量測定ができていない可能性がある。</p> <p>② 作業員の累積線量が一切作業員に知らされていない。</p> <p>③ 壁除染などでウエスを洗った汚染水を作業現場に投棄することが横行していた。</p> <p>(時期：10/14～1/26)</p>	<p>③ 1/24 付け案件と同様だが、再度事業者へ注意喚起</p>
H25/3/6	田村市	<p>① 作業指揮者がくわえタバコで作業を行っていた。</p> <p>② 地面の除染は汚染されていない砂をかけるだけで作業を終了していた。</p> <p>③ 除染で取り除いた雪や砂を川に捨てていた。</p> <p>④ 汚染された水をタオルで拭き取った水をその場に捨てていた。</p> <p>⑤ 除染で使用したタオルを水洗いし使い回していた。</p>	<p>① 事業者へ注意喚起</p> <p>② ～⑤については、1/24 付け案件・2/25 付け案件で対応済み。</p>
H25/3/12	川内村	<p>仮置場にて、一部のフレコンバックにひび割れが多数入っている。吊り部にも破損が見られ、移動不可な状態に見える。</p>	<p>仮置場及び一時保管場所の状況を確認。指摘のような事案は見られなかった。</p> <p>なお、川内村が除染を実施している部分についても村が状況を確認したところ、軽微な破損が見られたので、今後は是正予定。</p>
H25/5/27	葛尾村	<p>除染作業で発生した廃棄物(草木等)の破砕作業現場でホコリが立たないように放水しな</p>	<p>粉じんの発生・飛散防止のため、水を噴霧しており、適切な作業であると判断。</p>

		がら作業を行っているが、放水された水の回収は実施しておらず、土壤に浸透している。	
H25/6/7	檜葉町	住宅のコンクリート部の高圧水洗浄の準備作業での堆積物除去後に、さらにブロワーを使用し粉じんが拡散している。	事業者には今後ブロワーを使用しないよう指示。なお、明示的にブロワー使用を禁止してはいなかったが、粉じん拡散の予防の観点から使用を禁止する。
H25/6/27	檜葉町	4/20 頃から、道路の脇の土手（上り車線側）の上に除染で出た木材が積まれている。崩れる可能性があり、道路脇のため危険である。	基本的に除染作業として木材の伐採をしていないが、残置されている木材を除染作業の支障にならないように集積している。 通報にある場所を調査したところ、危険な状態の木材集積箇所は見できなかった。
H25/8/27	川内村	モニタリングに従事しているが、一部の住宅では除染後も線量が高い箇所があったが、そのままにしている。	ご指摘のあった線量が高い地点について、あらためて福島環境再生事務所内で事実関係を確認。通報日時点で、当該箇所について、既に確認し必要な作業を実施し線量低下済みであることを確認。
H25/10/23	葛尾村 檜葉町	道路を高圧水洗浄する際に、飛散防止策をとっていない。また、除染で出た水を側溝に流した後に回収していなかった。	通報内容からは作業現場の特定が困難であったが、葛尾村及び檜葉町の道路除染においては、排水回収型の高圧水洗浄を実施しており、排水は側溝に流すことなく洗浄後に吸引され、その場で回収されるため、通報のような除染方法による除染は行っていない。 関連する日報上の作業内容、写真等からも、排水回収型高圧洗浄の実施が確認され、飛散防止策を取っていない事実や水を側溝に流しているような事実は確認されなかった。

<非直轄関連>

日付	場所	通報等の概要	対応
H25/1/28	伊達市	<p>① 一般宅の除染を行った際に排出された砂利・泥等を隣の一般宅の駐車場に廃棄し、ならしていた。(時期：1/24)</p> <p>② 除染で出た廃棄物の線量を測定・記録する際、線量が低いにも関わらず、高い数値を記録。(何度も繰り返し実施)</p>	<p>自治体へ連絡済み (参考)自治体からは、以下の連絡あり</p> <p>① 事実なし(除雪したものを所有者の敷地に置いたことはあった。)</p> <p>② フレコンバックに入れた除染物については、数カ所計測し、一番高い数値を記入</p>
H25/2/8	福島市	<p>屋根の高圧洗浄が隣家に飛び散るクレームが多い。洗浄水はそのまま未処理で排水している。</p>	<p>自治体へ連絡済み (参考)自治体からは、以下の連絡あり</p> <p>○基本、堆積物を除去する除染を実施、高圧洗浄水を行う場合、隣家に飛び散らないよう、シートで養生 クレームがあった場合には、市へ報告するよう業者に伝達</p> <p>○洗浄前に堆積物は除去。現在、洗浄水は全地区で側溝にろ過装置を設置</p>
H25/2/21	二本松市	<p>一般宅の除染を行った際に出た草木等のごみをそのまま放置していた。(時期：H25.1)</p>	<p>自治体に連絡済み (参考)自治体からは、以下の連絡あり</p> <p>○除染で発生した草木等は、全て本宮クリーンセンターで焼却処理を実施中。 本宮クリーンセンターの施設が、2月末まで休みになっており、一時的な仮置きの可能性もある。</p> <p>○除染業務受託者の二本松市復興支援除染協同組合に対して、各除染業者への周知を依頼済み。</p>

H25/3/5	福島市	一般宅の除染を行った際に線量の高い枕木を一般宅裏の国有林内に投棄していた。(時期：H24.11～12)	<p>自治体に連絡済み (参考)自治体からは、以下の連絡あり</p> <p>○枕木は、除染で処分出来ないことから、所有者の了解を得て、市役所職員、除染業者、所有者の3者立ち会いのもと、敷地内片隅に積み重ね、除染作業を完了。</p> <p>○その後、除染業者は通報のあった住宅敷地内に入っていない。</p> <p>○現地確認したところ、通報通り住宅敷地外の山林(国有林野ではなく福島市所有地)に枕木が放棄されていることを確認。</p> <p>○福島市は、事実関係が判明した後に通報者と話をし、不適切除染でないことの説明をした上で処分する予定。</p>
H25/3/27	福島市	住宅の土間コンクリートを高圧洗浄機で除染した際に発生する水がU字溝に垂れ流されていた。	<p>自治体に連絡済み (参考)自治体からは、以下の連絡あり</p> <p>○全ての工区で、側溝にゼオライトのろ過装置を設置しつつ除染を実施している。</p> <p>○「不適切除染に係る確認等について」は、毎週実施している工程会議で確認している。</p> <p>○月2回実施している除染業者との会議で、誤解をいただけないように住民等へ説明を行いつつ除染を実施するように徹底している</p>
H25/4/4	郡山市	舗装面を洗車機のような方法で洗浄して敷地内の側溝で汚染水を回収していた。郡山市の仕様は、吸引式洗浄機使用のはずで、明らかに契約違反では。	<p>自治体に連絡済み (参考)自治体からは、以下の連絡あり</p> <p>○発注は吸引式が全てではなく、現場状況によっては高圧洗浄による除染を実施。</p> <p>○高圧洗浄による除染では、側溝等にためた汚染水をバケツ等で組み上げ、凝集剤により沈殿させ、上水は現場で放流。</p>

			○受託者に対し月 2 回の定例会議を行い、除染手法の徹底を図っている。
H25/5/16	福島市	福島市飯野町青木平のコンビニエンスストアの駐車場でアスファルト面の除染作業が行われていた。高圧洗浄機を用いた除染で、発生した水を排水溝に流していた。	自治体に連絡済み (参考)自治体からは、以下の連絡有り ○水路の流末にゼオライトの堰を設置して水の処理を行っている。
H25/5/22	福島市	屋根を高圧洗浄で除染したが、水の回収作業は行わず、地面の水を垂れ流しにしていた。	自治体に連絡済み (参考)自治体からは、以下の連絡あり ○屋根の除染は、基本的に堆積物を除去してから仕上げとして洗浄を実施。 ○洗浄水は、ガイドラインに沿って適切に処理。
H25/5/27	福島市	住宅の屋根除染に高圧洗浄機が使用されているが、水の飛散防止措置が取られていないため、飛散した排水が飛んできて被爆した。	自治体に連絡済み (参考)自治体からは、以下の連絡あり ○業務発注仕様書では、「隣接地に洗浄水等が飛散しないように注意すること及び飛散防止のために、必要に応じてシートで覆うなどの養生を施すこと。」を規定しており、業者へもそのように指導。 ○当該現地は、隣接地に住宅がなかったことから、養生措置は行わず、住民が通行する際には作業を中断するなど細心の注意を払って実施していたが、近隣の方に一部飛散した排水が付着した事実が確認されたため、当該事業者へは即日、細心の注意を払うよう指導を徹底。 ○今後、一層注意を払って施工するよう、他の業者に対しても定例会議の場で指導を徹底。
H25/5/28	福島市	① 高圧洗浄機で除染を行った際に、屋根に残った水を拭き取らず自然乾燥で乾か	自治体に連絡済み (参考)自治体からは、以下の連絡あり

		<p>して、排水の回収も行っていない。</p> <p>② 土地を5cm削り取り、空間線量が0.4μSv/時以下とならなかった場合、必要に応じ掘り下げるが、それでも空間線量が0.4μSv/時以下にならなかった場合は、シートを被せて、その上に覆土を行い、線量を下げている。</p> <p>③ 除染作業終了後に、黒板に日付時間、線量等を記載して、除染を行った箇所の写真を撮るが、写真を撮る際に、一番線量の低い箇所を選んで写真を撮っていた。</p>	<p>○①について、仕様書上、屋根に残った水を拭き取る旨の規定はない。また、洗浄水は、側溝に土のう等で堰を設け沈殿物を回収する等、ガイドラインに沿った排水処理を実施。</p> <p>○②について、一般的な表土除去は5cmを限度としており、雨樋下等局所的に線量が高い場所については、必要に応じて掘り下げる場合もある。表土除去作業後、客土前検査までの間、危険防止のため、深く掘った場所に土のう等を一時的に置くことはあるが、シート等の上に覆土をした事実は確認できない。</p> <p>○③について、測定場所を決定してから事前モニタリングに着手しており、測定結果により場所を変更することはなく、その事実も確認できない。</p>
H25/5/29	広野町	<p>① 除染事業実施者が線量データの改ざんをして、線量が下がったかのようにして提出している。写真も合成されている。</p> <p>② 除染中に長靴を水路などで洗っている</p>	<p>自治体に連絡済み (参考)自治体からは、以下の連絡あり</p> <p>○①について、町の間接検査において、測定機の表示と帳票の数値が異なっているのが判明し、写真の撮り直しを行った事実はあるが、改ざんを行ったものではない。なお、同様な事案が発生しないよう、作業手順の改善を措置済み。</p> <p>○②について、長靴や除染に使用した道具については、事務所内に設置している洗い場において洗浄されており、水路で洗った事実は確認できていない。なお、5月30日に、更なる指導の徹底を指示済み。</p>
H25/6/3	福島市	<p>① 除染で発生する廃棄物を分別せずにトン袋に入れた。</p> <p>② 子どもが通る側の作業にも関わらず、放水等を行っていないため、除染現場から</p>	<p>自治体に連絡済み (参考)自治体からは、以下の連絡あり</p> <p>○①、②について事業者に事実確認を行ったが、当該事実は確認されなかった。</p>

		ホコリが舞っていた。	○なお、除染に伴い発生した可燃物は分別しクリーンセンターへ運搬すること、ほこり飛散防止のための散水について仕様書で規定しており、更に徹底を図るよう指示済み。
H25/6/6	福島市	除染で発生した放射性物質に汚染された土壌をブルーシートを引いた 2t ダンプに直積みし、元請事業者の土場や資材置き場の隅に飛散防止措置を取らずに廃棄。または埋め立てている	自治体に連絡済み (参考)自治体からは、以下の連絡あり ○なお、遮蔽用土のうを運搬し資材置き場等に仮置きは行っているが、除去土壌をダンプに直積みし、資材置き場等に廃棄埋設した事実は確認されていない。
H25/6/11	郡山市	市の事前説明では汚水を吸引して処理するのとの事だが、汚れた水が垂れ流しになっていた。	自治体に連絡済み (参考)自治体からは、以下の連絡あり ○現場調査の結果、高圧洗浄で発生した洗浄水は、吸引回収されており、垂れ流しは確認されなかったが、当該駐車場は、「勾配」のある地面にインターロッキングブロック舗装が施されているため、洗浄水の一部が目地に浸透し、勾配により一部が流下した可能性がある。 ○今後、同環境の舗装面の洗浄を行う場合は、下流側へ土のうを設置し、洗浄水の側溝への流入防止を図るとともに、定期的に洗浄水の回収を行うよう指導を徹底した。
H25/7/10	福島市	住宅の屋根の除染を高圧洗浄機で行う際、飛散防止のシートをしていなかった。(特定の住宅ではなく、飯野町西町町内や経檀地区の全体)	自治体に連絡済み (参考)自治体からは、以下の連絡あり ○業務発注仕様書では、「隣接地に洗浄水等が飛散しないように注意すること及び飛散防止のため、必要に応じてシートで覆うなどの養生を

			<p>施すこと。」と規定しており、シートによる養生を全ての住宅で行うこととはしていない</p> <p>○当該現地は、適切に対応されていることを確認済み。</p>
H25/7/12	福島市	<p>高圧洗浄機の積んである車の回収水をタンクから道路の側溝に流していた。</p> <p>※見ただけなので、流していた水が汚染水であるとは言い切れない。</p>	<p>自治体に連絡済み</p> <p>(参考)自治体からは、以下の連絡あり</p> <p>○タンクに回収水した水を、そのまま道路の側溝に流していたという事実は確認されていない。</p> <p>○当該地区では回収型高圧水洗浄を実施しており、排水処理に関しては、ガイドラインに沿って実施している。</p>
H25/7/12	福島市	<p>小学校横の道路を歩いていた子どもに、小学校プール脇建物除染の洗浄水が飛散し、かかった。その付近の道路にも飛散しており、飛散防止が行われていない。</p>	<p>自治体に連絡済み</p> <p>(参考)自治体からは、以下の連絡あり</p> <p>○小学校の横の道路を歩いていた子供に、小学校のプール脇の建物の除染の洗浄水が飛散し、かかったという事実は確認されていない。</p> <p>○業務発注仕様書では、「隣接地に洗浄水等が飛散しないように注意すること及び飛散防止のために、必要に応じてシートで覆うなどの養生を施すこと。」と規定しており、業者へもそのように指導している。</p> <p>○今後、一層注意を払って施工するよう定例会議の場で指導を徹底した。</p>
H25/7/19	相馬市	<p>住宅除染を行った際に出た、庭木・草・ゴミ等の除染廃棄物を、大型土のう袋に入れ、現場保管しているが、シート等も被しておらず放置されているため、大型土のう袋が劣化し、中身が露出している物がある。</p>	<p>自治体に連絡済み</p> <p>(参考)自治体からは、以下の連絡有り</p> <p>○当該地区における可燃性廃棄物は、焼却による減容化を前提として進めてきたが、関係者との調整が付かず、未実施。</p> <p>○このため、除染で発生した枝葉や落葉を大型土のう袋に入れ、所有者の了解のもとに、シート等の被覆を行わず現場保管していること及び</p>

			<p>一部に劣化している袋があることは事実。</p> <p>○なお、耐候性土のうへの詰替作業について、既に6月28日に発注を済ませており、地区住民へも区長を通じて周知済み。</p>
H25/7/19	相馬市	<p>家屋：表土入れ替えをしていない。除染前除染後の数字を教えない。屋根瓦などの除染水を垂れ流していた。仮置き場にまだに搬入していない。道路の脇は除染したところとしないところがある。他にも垂れ流しの場所がある。</p> <p>田：天地替えなどせずにゼオライトをまいただけ、施工前と施工後の線量のデータが無い。堀や畔の除染の計画があいまいなまま、除染は終了している。</p>	<p>自治体に連絡済み</p> <p>(参考)自治体からは、以下の連絡有り</p> <p>○竣工図書及び受注業者等の確認を行ったが、表土の入替を行わなかった事例は確認できなかった。</p> <p>○除染前後の数値については、業務終了後市より通知することとしている。</p> <p>○汚染水については、堅樋にホースを差込み回収し、処理を行って放流している。</p> <p>○除去土壌については、全て仮置場に搬入していることを確認済み。枝葉等の可燃物については、可燃物専用の仮置場を設置するまでの間、地権者の了解を得て、現場に仮置きの状態。</p> <p>○道路の除染は、雪の影響で一部未実施のところが存在するが、今年度に除染を実施する予定。</p> <p>○田の除染は、深耕後ゼオライト等を散布することとしており、ゼオライトをまいただけの事実は確認できなかった。なお、当該地区は、除染作業を実施中である。</p>
H25/9/26	福島市	<p>住宅の屋根の除染作業で、高圧水洗浄を行った際に発生する排水を、回収しないでそのまま側溝に流していた。カーポートの屋根の除染作業では、モップで一拭きしがせずに、終わった。</p>	<p>自治体に連絡済み</p> <p>(参考)自治体からは、以下の連絡あり</p> <p>○9月24日から26日にかけて除染を行った住宅では、洗浄水はガイドラインに沿って適切に処理されている。</p> <p>○カーポートの屋根については、適切に作業がなされている。</p>

			○なお、他の箇所と同様に線量を測定しながら作業を行っており、線量測定の結果、線量が低い箇所の除染が高い他の箇所よりも作業時間が短くなることがある。
--	--	--	---

<内閣府モデル事業関連>

日付	場所	通報等の概要	対応
H25/1/25	広野町	モデル事業において、水を側溝へ直接流していた。作業員に確認したところ、回収しないとの回答 (時期不明)	事実関係の確認が困難 事業主体から、水の回収を行っていたことを確認済み。
H25/7/1	南相馬市	JAEA モデル事業において、①処理排水が農業用水路に放流されていた、②処理排水に係る管理値が緩く設定され、一部の処理排水は管理値を超過していた	原子力機構、日本国土開発（株）及び南相馬市から事実関係の確認を行った。 事業関係者への聴取から、①除染作業で使用した水が回収されなかった事実、②放流された水が放射性物質に関する基準値を超えていた事実、は確認されなかった。 ※平成 25 年 8 月 1 日に環境省の見解を公表し、第 3 回除染適正化推進委員会（平成 25 年 11 月 18 日）において報告済み。